

マイカーローン規定（WEB 完結型）

第 1 条（借入金の受領方法）

- この契約による借主の借入金の受領方法は、巻信用組合（以下、「信用組合」という）における借主名義の預金口座への入金の方法によるものとする。
- 信用組合は、この契約による借主の借入金について、その借入金の入金がなされた借主名義の預金口座から、預金通帳、同封請求書または小切手によらず、借主が返戻依頼により指定した振込金額を払い戻しのうえ、当該返戻依頼による振込金額を充当することができるものとする。

第 2 条（元金返済等額の自動支払）

- 借主は、元金金の返済のため、各返済日（返済日が信用組合の休日の場合には、その日の翌営業日、以下同じ。）まで前回の元金返済額（借額返済併用の場合には、増額返済日に借額返済額を毎月の返済額に加えた額、以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとする。
- 信用組合は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同封請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元金金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、信用組合がその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が滞延することになります。
- 毎回の元金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、信用組合は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いはできるものとする。
- 元金金の返済が遅れた時は、借主が滞延している元金に対し、年 18.25%（1 年を 365 日とした日割計算）の損害金を支払うものとする。
- 信用組合は、この契約に関して借主の負担となる一切の費用について、返済日に開わず第 2 項と同様に返済用口座から払い戻しのうえ、これに充当することができるものとする。

第 3 条（繰上り返済）

- 借主が、この契約による債務の全部、又は一部を期限前（繰上り）で返済する場合には、その返済の時期、金額、及び返済後の処理は信用組合の定めるところに従うものとし、かつ所定の手数料を支払うものとする。

第 4 条（利率の変更）

- 変動金利の場合、借主が同意した商品概要説明書記載の金利の変動基準と頻度に基づいて金利の引き上げまたは引き下げられることに同意します。
- 変動金利の場合、金融情勢の変化、その他相当の事由があると信用組合が判断した場合には、第 1 項の同意を得た商品概要説明書記載された時期にかかわらず、同説明書記載された変動金利の基準に基づいて利率の変更をすることができるものとする。変更にあたっては、ご返済予定表の交付をもってかえるものとする。

第 5 条（担保）

- 担保価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、信用組合からの請求により、借主が選定なくこの債権を保全しうる担保、保証人または、またはこれを追加、変更するものとする。
- 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により信用組合の承諾を得るものとする。信用組合は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとする。
- この契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価額等により信用組合において取立または処分する。その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債がある場合には、借主が直ちに返済するものとする。また、この契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰が生じた場合には、信用組合はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとする。
- 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のものをええない事故等信用組合の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、信用組合は責任を負わないものとする。

第 6 条（期限前の全額返済義務）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとする。
 - 借主が返済を滞延し、信用組合から書面により督促しても、次の返済日まで元金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって信用組合に借主の所在が不明となったとき。
- 次の各場合には、借主は、信用組合からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとする。
 - 借主が信用組合取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が第 5 条第 1 項もしくは第 2 項または第 1 1 条の規定に違反したとき。
 - 借主が支払を停止したとき。
 - 借主が手形交換所または電子債権決済機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主について破産もしくは民事再生手続きの開始があったとき。
 - 担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金（損害金を含む）の返済ができない相当の事由が生じたとき。

第 7 条（反社会的勢力の排除）

- 借主または保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等需要者ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認したとき。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確認します。
 - 暴力的な要求行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用組合の信用を毀損し、または信用組合の業務を妨害する行為。
 - その他前各号に準ずる行為。
- 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確認に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると信用組合が判断した場合には、信用組合から請求があり次第、債権者に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 前 3 項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、信用組合になんらの請求をしません。また、信用組合に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。

第 8 条（信用組合からの相殺）

- 信用組合は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、もしくは、第 6 条または第 7 条によって返済しなけいならないこの契約による債務全額と、借主の信用組合に対する預金その他の債権とを、その債権の期限の満了にかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとする。
- 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日まで

とし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限満期利率によらず約定利率より 1 年を 365 日とし、日割りで計算します。

第 9 条（借主からの相殺）

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の信用組合に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項で定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第 2 条に準じるものとする。
- この場合、相殺計算を実行する日の 10 日前までに信用組合へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出用紙を押し印して直ちに信用組合に提出するものとする。
- 第 1 項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第 10 条（債務の返済等にあててる順序）

- 信用組合から相殺する場合に、この契約による債務のあてに信用組合取引上の他の債務があるときは、信用組合は債権保全上必要の事由により、どの債務との相殺にあててるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとする。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のあてに信用組合取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあててるかを指定することができます。また、借主がどの債務の返済または相殺にあててるかを指定しなかったときは、信用組合が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとする。
- 借主の債務のうち一つでも返済の滞りが生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、信用組合は選定なく異議を述べ、担保・保証人の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあててるかを指定することができます。
- 第 2 項の日は書または第 3 項によって信用組合が指定する借主の債権については、その期限が到来したものとします。

第 11 条（代り証書の差し入れ）

事変、災害等信用組合の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、信用組合の請求によって代り証書等を差し入れるものとする。

第 12 条（印鑑照合）

信用組合が、この取引にかかわる諸語その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印した印影または返済用預金口座の届出印影と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのためが生じた損害については、信用組合は責任を負わないものとする。

第 13 条（届出事項）

- 氏名、住所、日曜、電話番号その他信用組合に届出した事項に変更があったときは、借主または保証人は直ちに信用組合に書面で届け出るものとする。
- 借主または保証人が前項の届出を怠ったため、信用組合が借主または保証人から最後に届出した氏名、住所等であって通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第 14 条（成年後見人等の届出）

- 借主が家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、借主または借主の補助人・補佐人・後見人は直ちに補助人・補佐人・後見人の氏名その他必要な事項を書面により信用組合に届けるものとする。また、借主の補助人・補佐人・後見人が家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、同様に信用組合に届けるものとする。
- 借主が家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、借主または借主の任意後見人または任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面により信用組合に届けるものとする。
- 借主がすでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様に届けるものとする。
- 借主は、前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に信用組合に届出るものとする。
- 借主は、前 4 項の届出の前生じた損害については、借主が負担するものとする。

第 15 条（費用の負担）

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとする。

- 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
- 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。
- この契約（変更契約を含む）に基づき必要とする手数料、日曜税。

第 16 条（費用の自動支払）

第 15 条により借主が信用組合に支払う費用のほか、信用組合を通じて、信用組合以外の者に支払う費用については、第 2 条 2 項と同様に、信用組合は返済用口座から払い戻しのうえ、その支払いに充てることができるものとする。

第 17 条（報告および調査）

- 借主は、信用組合が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとする。
- 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、信用組合に選定なく報告するものとする。

第 18 条（連帯保証）

- 連帯保証人は借主と信用組合との間で締結した金銭貸借契約等証書記載の借入金、利息（変動利率の特約がある場合には、同契約の定められた証書記載の利息）及び損害金の合計額につき、借主と連帯して債務履行の責を負い、この契約の条項に従います。
- 連帯保証人は、信用組合からの保証債務の履行請求に対し、借主の信用組合に対する預金その他の債権との相殺をもって、拒絶することはできないものとする。
- 信用組合が、連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主及び他の連帯保証人に対してその履行の請求の効力が生じるものとする。

第 19 条（個人情報の取扱いに関する同意）

借主は、別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとする。

第 20 条（合意管轄）

この契約に関して前項が必要が生じた場合には、信用組合の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとする。

第 21 条（本契約の変更）

信用組合は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、信用組合のホームページにおける公表その他相当な方法で借主及び連帯保証人に周知したうえで、本契約を変更することができるものとする。

- 変更の内容及び連帯保証人の一般の利益に適合するとき。
- 変更の内容及び本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。